

東浜保育所



1 基本情報

(1)施設類型	保育所	(2)設置運営	福島市	(3)設置年月日	昭和49年5月1日
(4)所在地	福島市東浜町11-46				
(5)電話番号	024-535-4335	(6)ホームページURL	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/yohokanri/shisetsu/jidofukushi/007.html		
(7)園庭の有無	有	(8)活動で利用する主な公園等			

2 保育の特色

(1)保育の特色	<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づいて、子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとって心地よい生活の場となる保育所、安心して預けられる保育所づくりに努める。 ・子どもたちの成長発達に応じた教育と保育を一体的に行う中で、生きる力を育成する。 ・地域の保育(子育て)の拠点として、公的な役割を果たすとともに、子育て支援策を充実させ、安心して子育てできるようにする。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康で元気な子ども ・思いやりがあり友だちとよく遊ぶ子ども ・何事にも意欲的に頑張る子ども
----------	--

3 定員数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定員数		26		34		
クラス編成		たんぽぽ	さくら	ゆり	ばら	

4 施設情報

開園時間	開園時間		保育時間		
	7:00~19:00		平日	変則時間	土曜保育
			保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~19:00		保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 8:00~17:30
送迎スペース	駐車場	台	自転車	台	
延長保育	実施時間		延長料金		
	保育短時間 7:00~8:30 16:30~19:00 保育標準時間 18:00~19:00	保育短時間 7:00~8:30 300円 16:30~18:00 300円 18:00~19:00 200円 保育標準時間 200円			
延長保育に関する補足事項	詳しくはご連絡ください。				

5 費用・持ち物			
(1)給食費月額 (3歳～5歳児)	3,300円 (令和2年4月分から福島型給食推進事業により一部減額されている)		
(2)月々かかる費用 (給食費以外)	・保護者会会費 月額300円 ・保育用品代 (クラス年齢により異なる)		
(3)制服	無	(4)制服代	

6 給食・アレルギー対応	
(1)完全除去可能なアレルギー品目	鶏卵、牛乳、乳製品、小麦、そば、ナッツ類、魚卵、肉類、果物類など
(2)エピペンの預かり	可
(3)アレルギー対応に関する補足事項	アレルギー疾患に関する調査、アレルギー指示書、与薬のお願い、 食物アレルギー用給食実施申請書の提出

7 その他	
保護者の皆さんへのメッセージ	昭和49年5月に開所した歴史ある保育所です。 また、市内に住所のある方を対象に公立保育所では唯一「一時預かり保育」を行っています。 公立保育所として、子どもの発育・発達についての専門的知識の習得に努め、保護者や地域社会との連携を深め、より質の高い保育を目指しています。 保育所の生活の中で様々な体験をとおし、言葉に対する興味関心を育て、豊かな感情と創造性を伸ばすために、一人ひとりに寄り添うことを心がけています。

渡利保育所



1 基本情報

(1)施設類型	保育所	(2)設置運営	福島市	(3)設置年月日	昭和43年4月1日
(4)所在地	福島市渡利字柳小路64				
(5)電話番号	024-523-5310	(6)ホームページURL	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youhokanri/shisetsu/jidofukushi/002.html		
(7)園庭の有無	有	(8)活動で利用する主な公園等	渡利支所前公園、七社宮公園		

2 保育の特色

(1)保育の特色	<p><運営方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の存在意義の重要性を認識し、地域の理解と協力を得ながら、地域のニーズに応える保育所づくりに努める。 ・家庭と保育所との連携を密にし、相互理解を深め、幼児の心身の健全育成と集団生活の中で親子も互いに成長しあえる、人間関係をつくるとともに、保育内容の充実を図る。 ・保育所内外の環境を整備し、幼児の安全を守る。 ・職員一人一人が役割を自覚し、近年の厳しい保育行政を認識し、常に自己研さんに努め、責任と誠意を持って勤務に専念するとともに、職員相互のコミュニケーションを深めながら運営する。
----------	--

3 定員数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定員数		26		34		
クラス編成		つくし	たんぽぽ	ひまわり	すみれ	

4 施設情報

開園時間	開園時間		保育時間					
	7:00~19:00		平日		変則時間		土曜保育	
			保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~19:00				保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 8:00~17:30	
送迎スペース	駐車場	7台		自転車	5台			
延長保育	実施時間		延長料金					
	保育短時間 7:00~8:30 16:30~19:00 保育標準時間 18:00~19:00		保育短時間 7:00~8:30 300円 16:30~18:00 300円 18:00~19:00 200円 保育標準時間 200円					
延長保育に関する補足事項	詳しくはご連絡ください。							

5 費用・持ち物			
(1)給食費月額 (3歳～5歳児)	3,300円 (令和2年4月から福島型給食推進事業により一部減額されている)		
(2)月々かかる費用 (給食費以外)	・保護者会費 月額400円 ・保育用品代 (クラス年齢により異なる)		
(3)制服	無	(4)制服代	

6 給食・アレルギー対応	
(1)完全除去可能なアレルギー品目	鶏卵、牛乳、乳製品、小麦、そば、ナッツ類、魚卵、肉類、果物類など
(2)エビペンの預かり	可
(3)アレルギー対応に関する補足事項	アレルギー疾患に関する調査、アレルギー指示書、与薬のお願い、 食物アレルギー用給食実施申請書の提出

7 その他	
保護者の皆さんへのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康で元気な子 ・思いやりがあり友だちとよく遊ぶ子 ・何事にも意欲的にかんばる子 <p>子どもたちそれぞれの発育に合わせ、ひとりひとりを大切に保育しています。</p>

渡利幼稚園



1 基本情報

(1)施設類型	幼稚園	(2)設置運営	福島市	(3)設置年月日	昭和28年4月10日
(4)所在地	福島市渡利字沖町128番地				
(5)電話番号	024-522-2387	(6)ホームページURL	https://fukushima.fcs.ed.jp/ 福島市立渡利幼稚園		

2 教育・保育の特色

(1)教育・保育の特色	<p>【教育目標】 元気な子ども・なかよく遊ぶ子ども・考える子ども</p> <p>【本園の特色】生きる力の基礎を築くための充実した環境と教育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広くて新しい園舎で、のびのびと生活しています。 ・平成9年に新築, 高い天井, 平らで広い園庭 ○ 小学校入学に向け, 小学校へつなぐ教育(アプローチカリキュラム)を大切にしています。 ・渡利小学校との交流活動(小学校授業参観, 給食試食会, プールでの水遊び) ○ 地域を生かした体験活動を積極的に取り入れています。 ・花見山散歩, 阿武隈川堤防虫とり, サクランボ祭り, ふれあいセンター活用…
-------------	---

3 定員数

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
定員数			30	30	60	
クラス編成			1	1	2	
異年齢保育	4歳児学級と5歳児学級が合同で参加する行事や縦割り保育を計画し、体験を通して主体性や思いやりの気持ちを育む活動を行っている。				年度途中入園	可

4 施設情報					
開園時間	開園時間		教育時間		
	8:00~18:00		平日	変則時間	土曜日
			○年少もも組 8:30~13:30 ○年長ほし組 8:30~14:00	午前保育(水曜日) ○年少もも組 8:30~11:20 ○年長ほし組 8:30~11:40	無
長期休暇期間	夏休み		冬休み		春休み
	7/21~8/21		12/24~1/7		3/20~4/6
送迎スペース	駐車場	20台	自転車	5台(屋根付き)	
施設見学の可否	可	9:00~16:00		連絡先	024-522-2387

5 預かり保育の内容		
(1)預かり保育を実施しているか	有	
(2)実施曜日	通常	長期休暇中
	月~金	お盆期間および年末年始等を除く月~金
(3)実施時間	降園時刻~18:00	8:30~18:00
(4)食事の提供	無	無
(5)おやつ提供	有	有
(6)費用	300円(保育料) +100円(教材・おやつ代)	300円(保育料) +100円(教材・おやつ代)

6 費用・持ち物			
(1)入園時にかかる費用	・用品代 4,100円~8,400円(購入希望の有無による) ・体操着代 3,410円		
(2)月々かかる費用	・PTA費, 行事費, 教材費, 図書費等 3,250円 ・アルバム代積立(作成有無, 人数に応じ変化)		
(3)制服	無		(4)制服代
(5)送迎バスの利用時間	登園時	降園時	(6)送迎バス代
	なし	なし	
(7)送迎バス利用の際の補足事項			

7 給食・アレルギー対応				
(1)給食の提供	無	(2)給食を提供している曜日		(3)給食代月額
(4)完全除去可能なアレルギー品目				
(5)エビパンの預かり	有			
(6)アレルギー対応に関する補足事項				

8 その他	
保護者の皆さまに向けたメッセージ	<p>○ 公立幼稚園のよさを生かし、公立小学校との連携・交流を大切にし、小学校入学に向けた教育活動を推進しております。</p> <p>○ 何よりも、一度見学においでください。充実した環境の中でのびのびと生活する園児の様子をご覧ください。(見学は常時実施しております。事前にご連絡をお願いします。)</p>

民間移行・運営に係る諸条件について

民間移行先の事業者（以下、「移行事業者」という。）は、東浜保育所、渡利保育所、渡利幼稚園（以下、「移行対象園」という。）の民間移行後の園（以下、「民間移行園」という。）の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正な運営を図るとともに、福島市（以下、「市」という。）ほか関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1. 園の運営について

(1) 定員に関すること

ア 移行後の利用定員については、合計 130 人(1号認定 15 人、2・3号定員 115 人)とすること。下表は市の想定であり、他の定員設定の提案を妨げるものではないが、合計の定員数は 130 人を下回らないようにすること。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号				5	5	5	15
2・3 号	9	17	18	23	24	24	115
合計	9	17	18	28	29	29	130

なお、移行年度の令和 10 年度において、移行対象園から移行する 5 歳児が上記の想定定員数を上回る可能性（34～35 人程度）があることを踏まえ、その受け入れが可能となるよう職員配置及び施設整備を検討すること。

また、移行後は、福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 36 号）第 22 条を十分に踏まえるとともに、市の運用方針に沿って児童の受け入れを行うこと。

イ 乳児の受入については、生後 57 日からとすること。

(2) 教育・保育時間等について

下表は市の想定であり、事業者の提案を妨げるものではない。

区分		1号認定子ども	2・3号認定子ども	
開園時間		7:00～19:00（延長保育、預かり保育含む）		
教育・保育時間	平日	1日につき4時間	標準時間	1日につき11時間
			短時間	1日につき8時間
	土曜日		標準時間	平日と同時間
			短時間	
休園日		日曜、祝日、土曜、 年未年始(12/29～1/3)	日曜、祝日、 年未年始(12/29～1/3)	
長期休暇期間		夏季、冬季、春季休暇		

(3) 給食に関すること

- ア 給食の提供は自園調理方式で行うこと。
- イ 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- ウ 国のガイドライン等に基づき、体調不良、食物アレルギー及び障がいのある子どもなど、一人一人の心身の状態等に応じて適切な配慮を行い、安全体制を確立したうえで除去食及び代替食を提供すること。
- エ 食育計画に基づき、食育に関する取組を推進すること。
- オ 地産地消を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、福島市食材を積極的に使用し、福島型給食推進事業費補助金を活用すること。

(4) 通常教育・保育以外の事業（多様な保育）実施について

休日保育や病児・病後児保育、一時預かり保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）といった、多様な保育事業は、ニーズに応じて積極的に取り組むよう検討すること。
なお、実施する場合は、必要な環境を整備すること。

(5) 保護者負担に関すること

- ア 物品や制服などについて、移行対象園から移行する園児は、原則として移行前から使用されているものを使用することとし、二重の負担とならないよう配慮すること。
- イ 園児のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、現在市が加入している災害共済給付制度への加入を継続すること。
- ウ 移行対象園から移行した園児が在園する間は、保育料、傷害保険料（現在市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む）以外の実費徴収、延長保育料等の費用徴収については、移行対象園の状況を考慮し、原則上乗せ徴収や新たなサービス等により、保護者負担が大幅に増額しないよう配慮すること。なお、移行時に新たな費用負担等が発生する場合は、さまざまな家庭状況を鑑み、三者協議会にて保護者の理解を得ること。

【参考】保育料以外に保護者が負担している費用（令和6年度）

◇保育所

項目	負担額等
延長保育料	① 7:00～ 8:30（短時間認定児） 300円 ② 16:30～18:00（短時間認定児） 300円 ③ 18:00～19:00（短時間・標準時間認定児） 200円 ※③の標準時間認定児のみ、月2,500円が上限
副食費	2号認定児 月額3,300円（補助前5,000円） ※福島型給食推進事業により、月額1,700円を市から補助

◇幼稚園

項目	負担額等
預かり保育料	日額 300 円（長期休業期間も同様）
預かり保育実費	日額 100 円（おやつ代及び教材費として）

(6) 苦情処理制度

園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

2. 職員配置等について

職員は、移行事業者が直接雇用する者を配置すること。また、以下に記載する内容に従い職員となる者を選任し、経験年数やバランスが取れた職員構成とすること。

- (1) 施設長(園長)は、0～5歳までを対象とした認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて、3年以上施設長又は幹部職員（主幹保育教諭又はこれに相当すると認められる者）としての経験を有する者を、専任かつ常勤で配置すること。
- (2) 主幹保育教諭は、0～5歳までを対象とした認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて、保育士又は保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を、専任かつ常勤で配置すること。
- (3) 保育教諭等は、質の高い職員を確保し、経験年数・年齢のバランスが取れた配置とすること。
- (4) 看護師は、1名以上の配置に努めること。
- (5) 栄養士又は管理栄養士は、常勤の者を1名以上配置すること。
- (6) 調理員は、2名以上配置することとし、うち1名以上は常勤の職員とすること。また、大量調理施設での調理業務に従事した経験のある者の配置に努めること。
- (7) 教育・保育運営の継続性を確保し園児の心理的安定に資するため、移行対象園に勤務していた会計年度任用職員が民間移行園で引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。
- (8) 公募申込時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長を含む。以下、「園長等予定者」とする。）のうち、別紙5「引継ぎ教育・保育について」に記載する引継ぎ（以下、「引継ぎ教育・保育」という。）に参加した者については、民間移行園に引き続き配置すること。また、移行後1年間は他の園等への異動は原則として行わないこと。
- (9) 園長等予定者を除く、引継ぎ教育・保育に参加した職員は、原則として移行後も継続して民間移行園に勤務し、職務に従事するよう努めること。
- (10) 利用定員を十分に受け入れられるよう職員の確保・維持に努めること。
- (11) 働きやすい職場環境づくりに努めること。
 - ア 業務から離れた環境で休憩時間を確保すること。また、休暇を取りやすい環境づくりに努めること。

- イ 目標と待遇を明確にし、経験や役割に応じた学習の機会を設けるなど、すべての職員の資質向上を支援すること。
- ウ 処遇改善を図ることで、職員自身のモチベーション向上や雇用の安定、質の高い教育・保育の提供につなげていくこと。

3. 教育・保育に関すること

(1) 教育・保育の計画・運営について

- ア 「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「福島市保育の質ガイドライン」等に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- イ 移行対象園から継続して在園する園児については、在園途中で運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限になるよう、移行対象園の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮したものとすること。

【福島市の目指す子ども】

命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合うこども（「福島市子どものえがお条例」より）

【本市の教育・保育の基本理念】

- ・子どもを一人の人間として尊重する
- ・自己肯定感を育む
- ・社会で生活する能力を育む
- ・一人一人の個性や可能性を伸ばす環境を整える

- ウ 市や関係機関と連携・協力を図りながら、園児の保護者や家庭の状況等に応じてその支援に努めること。
- エ 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、移行対象園が実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、さらに発展させるよう努めること。

(2) 障がい児保育等について

- ア インクルーシブ教育・保育を推進し、その理念のもと、障がい児等特別な支援を要する園児（以下、「障がい児等」という。）を受け入れること。
- イ 集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ウ 民間移行前に移行対象園を利用していた障がい児等については、移行後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3) 職員研修について

- ア 職員の資質向上を図るため、施設(法人)内研修等を積極的に行うこと。
- イ 教育・保育の質向上に資するよう、県や市などが実施する施設外研修や会議等へ、職員が参加する機会を確保すること。特に、福島市で行う各研修会等は積極的に参加すること。

(4) 行事について

- ア 移行対象園で実施していた年間行事については、引き続き実施することを基本とする。
- イ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事までを規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得たうえで実施すること。

(5) 保育 ICT システム

- ア 移行対象園で導入されている保育 ICT システムの機能と同等のものを実施すること。
- イ 午睡センサーの導入を積極的に検討すること。

4. 施設整備の条件

- (1) 年齢別の定員をもとに、教育・保育の質を考慮し、各保育室の面積を市の認可（認定）基準より大きく設定するよう努めること。
- (2) 教育・保育の質の観点から、遊戯室を必ず設けることとし、児童の活動に支障のない広さとする。
- (3) 整備予定地が浸水想定区域内にあることから、垂直避難のため2階建ての施設整備とすること。なお、業務継続計画を作成の上、災害等を想定した避難訓練を行うこと。
- (4) 2階建ての園舎では、出来る限り保育機能を1階に配置すること。保育機能を2階に配置する場合でも、災害時の避難等を考慮し、1階に低年齢児(3歳以下)を配置するよう検討すること。
- (5) 保護者や職員等を含め、多様な利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- (6) 園児の年齢及び人数について、弾力的な受け入れが可能な仕様とすること。その他、指詰め防止、落下・転落防止策、建具や、園児が触れる内装部分などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策等を講じること。
- (7) 敷地境界や施設出入口には、児童の飛び出し防止や、不審者の侵入防止等のための措置を講じること。
- (8) 食中毒、室内空気中化学物質等、施設の衛生管理に支障を与えず、また、利用する児童、職員等の健康を増進する構造及び施設とすること。
- (9) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける場合は、施設の種別により、以下のとおりとすること。
 - ア 幼保連携型認定こども園の場合は、耐火建築物とし、かつ避難用の屋外階段やバルコニー等のほか園児の転落事故を防止する設備を設けること。
 - イ 保育所型認定こども園の場合は、耐火建築物または準耐火建築物とし、かつ避難用の屋外階段やバルコニー等のほか園児の転落事故を防止する設備を設けること。
- (10) 認可（認定）の基準となる市の条例【幼保連携型認定こども園の場合：福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年1月12日条例第15号）、保育所型認定こども園の場合：福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年1月12日条例第14号）及び福島市幼保連携型認定

こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年 3 月 29 日条例第 12 号）をはじめ、認定こども園の整備、維持及び安全管理等に係る関係諸法令、市の条例及び規則を遵守するとともに、国、福島県又は市が定める通知、指針等を十分に尊重すること。

- (11) 整備中ならびに新園開園後においては、日照・騒音など近隣の生活環境に十分配慮し、保護者や近隣住民等への説明等は移行事業者の責任において、誠意を持って対応すること。
- (12) 整備計画は、渡利幼稚園の在園児の教育・保育運営に配慮し、影響が最小限となるよう作成すること。なお、整備期間中に仮園舎が必要となる場合は、期間を最小限にすること。
- (13) 令和 10 年 4 月の運営開始へ向け準備期間を十分設けるため、令和 10 年 2 月末までに園舎を完成させ、同年 3 月 10 日までに市の補助事業に係る確認検査を受けること。また、建設工事の進捗状況については定期的に市に報告を行うこと。

5. 地域等との関わりに関すること

- (1) 小学校との連携や地域の関わりについて

幼保小中接続事業を推進し、教育・保育施設との情報交換等とおして、地域全体で子どもを育てること。

- (2) 子育て支援について

認定こども園として、育児相談や必要な情報の提供及び助言、園庭開放など、地域の家庭に対する子育て支援事業に取り組むこと。

6. 移管準備に関すること

- (1) 保護者説明会への出席

市から要請があれば、市が開催する保護者説明会に、法人代表者等責任をもって対応できる者を出席させること。

- (2) 引継ぎ教育・保育について（別紙 5 参照）

移行対象園の教育・保育内容等を円滑に引継ぐため、民間移行園設置前後において市が指定する期間、(3)に記載する三者協議会で協議のうえ、引継ぎ教育・保育を行うこと。

なお、引継ぎ教育・保育に必要な人員は、移行事業者において確保すること。

- (3) 三者協議会について（別紙 6 参照）

保護者との連携・協力関係を築き、園児の保育環境の変化に配慮しながら新しいこども園とともに築き上げていくこと目的として、保護者代表、市及び移行事業者で構成する三者協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

協議会は、運営法人の選定後から、移行時に在籍する園児がすべて卒園するまでの間、設置する。運営法人の選定後から開園までは定期的に開催し、それ以降は、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があり、残る二者のうち一者以上がその議題を適切であると認めた

場合に開催することとし、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。

なお、新園設置後も移行時に在籍する園児がすべて卒園するまでの間は三者協議会を設置し、より良い教育・保育環境の確保や向上を図るため、必要に応じて協議を行うこと。

(4) 事業者が運営する施設等の見学

移行事業者の決定後、保護者から事業者が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

(5) 移行に向けて行う手続き等

移行（認定こども園の設置）にあたっては、移行事業者において、認定こども園の認可（認定）申請及びその他の必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、移行事業者が負担すること。

7. 福祉サービス第三者評価について

民間移行後、福祉サービス第三者評価により、公平・中立かつ専門的・客観的な立場からの評価を受け、その結果を公表すること。

【参考】福島県福祉サービス第三者評価

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/dai3syahyouka.html>

施設整備事業の助成について

本事業の実施においては、施設整備の助成を利用することが出来ます。

ただし、本市の助成制度は国の助成制度の内容により決定し、本市の予算が成立することが条件となります。

1. 施設整備事業助成概要

(1) 補助金名称 福島市保育所等整備事業費補助金

財源：(国) 就学前教育・保育施設整備交付金

(2) 対象経費

- ① 新築整備工事費用
- ② 既存園舎の内部改修工事費用
- ③ 太陽光発電設備の設置工事費用
- ④ ①～③に係る実施設計費用
- ⑤ ①～③に係る工事監理費用（補助対象工事費の2.6%が上限）
- ⑥ 既存園舎の解体工事費用

(3) 補助金額 ①と②を比較して少ない金額が補助金額となります。

①補助対象となる経費の3/4 ②補助基準額（上限額）

補助基準額は整備方法により異なります。

事例については「3. 補助金シミュレーション」をご確認ください。

2. 補助事業活用にあたっての注意点

(1) 以下の経費は補助対象外となります。

- ①土地の整地に係る費用
- ②外構工事など園舎本体の整備とみなすことができない費用
- ③アスベスト調査等の調査費用
- ④その他施設整備として適当と認められない費用
例) クローゼットや下駄箱を釘や金具で固定するだけの場合は対象外
天井吊・壁掛・床置式の空調設備は対象外。天井埋込式の空調設備は補助対象。
- ⑤対象外経費に係る共通費・実施設計費・工事監理費

(2) 事務手続きについて

- ①補助事業の内示(R9.4月またはR8.4月を想定)前に契約した事業については、補助対象外となります。
- ②補助金の支払は事業完了後となります。
2か年事業の場合、補助対象工事の進捗率に応じて、2か年に分割して支払します。
(例：補助金額1億円 進捗率1年目20% 2年目80%の場合、1年目の年度末に2,000万円を支払、2年目の竣工検査完了後に8,000万円を支払う)
- ③補助事業で取得する建物に根抵当権を設定することはできません。

- ④実施設計後に、市が設計内容を審査いたします。見積や図面が適正でない場合は、修正が必要になります。
- ⑤工事施工業者の選定は、一般競争入札又は指名競争入札を実施してください。
指名競争入札の場合の入札参加事業者は、市の指名競争入札参加者名簿を参考に任意に選定してください。
- ⑥工事完成後に市で工事検査を実施します。2 か年事業の1 年目も出来高に応じた検査を実施します。

3. 補助金シミュレーション

※あくまでも事例であり、整備の内容や整備年度の国庫補助基準単価によって変動します。

共通事項 ・①と②を比較して少ない金額が補助金額となります。

①補助対象となる経費の 3/4 ②補助基準額（上限額）

・定員 130 名 保育 115 名 教育 15 名

(1) 幼保連携型認定こども園の場合

上限額 パターン1 既存園舎を活用

- ・既存園舎を活用し、隣に保育室を増築する。
- ・整備後定員は仮の人数とする。

既存園舎（改修無し） 整備後定員 保育 20 名 教育 5 名	新園舎（増築） 整備後定員 保育 95 人 教育 10 人		
項目	補助上限金額 [円]		
	保育	教育	計
i) 建物本体工事	181,408,000	67,300,000	248,708,000
ii) 太陽光発電整備	15,195,000	—	15,195,000
iii) 設計料	9,830,000	3,365,000	13,195,000
計	206,433,000	70,665,000	277,098,000

上限額 パターン2 既存園舎を解体

- ・既存園舎を解体し、新園舎を整備する。

既存園舎（解体） 現定員 教育 60 名	新園舎（新築） 整備後定員 保育 115 人 教育 15 人		
項目	補助上限金額 [円]		
	保育	教育	計
i) 建物本体工事	219,600,000	100,950,000	320,550,000
ii) 太陽光発電整備	15,195,000	—	15,195,000
iii) 設計料	11,739,000	5,047,000	16,786,000
iv) 解体撤去工事	—	3,850,000	3,850,000
計	246,534,000	109,847,000	356,381,000

(2) 保育所型認定こども園の場合

上限額 パターン1 既存園舎を活用

- ・ 既存園舎を活用し、隣に保育室を増築する。
- ・ 整備後定員は仮の人数とする。

既存園舎（改修無し）
整備後定員 保育 20 名 教育 5 名

新園舎（増築）
整備後定員 保育 95 人 教育 10 人

項目	補助上限金額 [円]		
	保育	教育	計
i) 建物本体工事	181,408,000	47,000,000	228,408,000
ii) 太陽光発電整備	15,195,000	—	15,195,000
iii) 設計料	9,830,000	2,350,000	12,180,000
計	206,433,000	49,350,000	255,783,000

上限額 パターン2 既存園舎を解体

- ・ 既存園舎を解体し、新園舎を整備する。

既存園舎（解体）
現定員 教育 60 名

新園舎（新築）
整備後定員 保育 115 人 教育 15 人

項目	補助上限金額 [円]		
	保育	教育	計
i) 建物本体工事	219,600,000	70,500,000	290,100,000
ii) 太陽光発電整備	15,195,000	—	15,195,000
iii) 設計料	11,739,000	3,525,000	15,264,000
iv) 解体撤去工事	—	2,695,000	2,695,000
計	246,534,000	76,720,000	323,254,000

整備予定地・渡利幼稚園既存園舎等について

1. 概要

- (1) 所在地 福島市渡利字沖町 128
 (2) 敷地面積 公簿面積 3,461 m² (地目 雑種地)
 (3) 区域区分 市街化区域 第一種中高層住居専用地域
 (4) 接道 市道沖町・渡利町1号線(南側)
 (5) 構造・規模 建築年度 H8年度 経過築 28年

区分	階数	構造	延床面積(施設台帳)
園舎	1	S	320 m ²

区分	備考
外構	アスファルト駐車場、園庭(遊具含む)、フェンスほか

(6) 主な設備等

設備名	設置状況、規格等
電気	低圧受電(従量灯C)
上水道	口径 30mm
汚水処理	下水道
雨水処理	雨水調整施設等なし
ガス	都市ガス
給湯器	職員室
空調設備	職員室、保育室、遊戯室
消防設備	消火器：有 自動火災報知設備：有 スプリンクラー：無 その他設備：無
灯油タンク	無

(7) 水道光熱費(渡利幼稚園 参考金額)

区分	R5実績[円/年]
電気	710,041
水道	145,905

(8) 維持管理費（参考金額）

区分	種類	参考年額：R5実績[円]	実施
法定点検	消防用設備等保守点検	21,010	○
保守点検	一般用電気工作物保守管理	55,000	○
維持管理	機械警備	151,800	○
建物保険	市有物件建物総合損害共済	3,626	○

12条点検

種類	参考金額[円]	実施年度
学校施設建築物点検業務委託(3年に1回)	223,000	R4
学校施設設備及び 防火設備点検業務委託(1年に1回)	111,000	R6

(9) 近年の大規模工事（50万円以上）履歴

年度	工事名	金額	備考
H26年度	エアコン設置工事	1,269,000円	
R元年度	エアコン設置工事	6,823,603円	設計含む

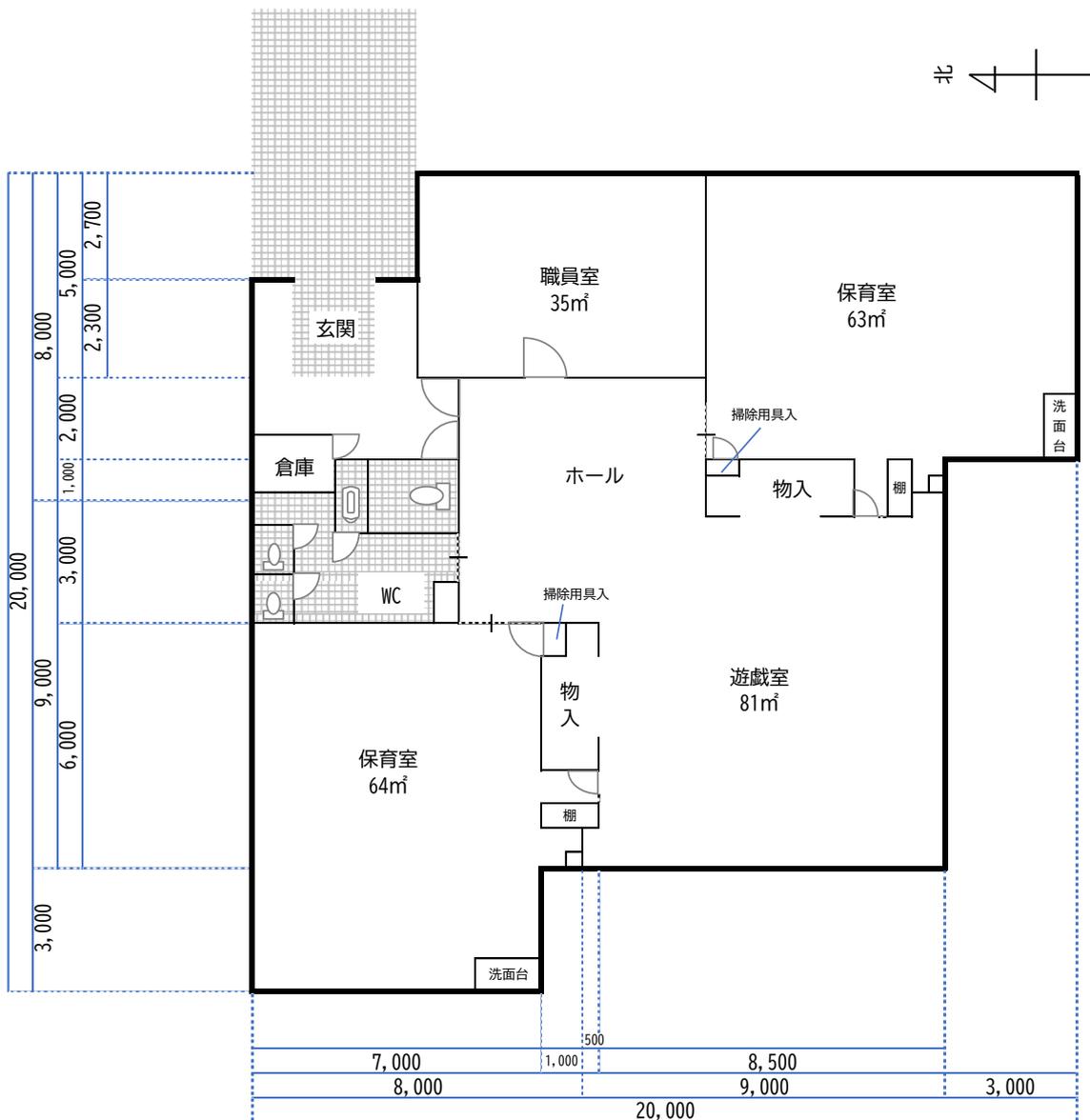
(10) 特記事項

- ア ハザード 浸水想定区域 浸水深0.5m～3.0m(整備予定地は2.0m未満)
- イ 埋蔵文化財 該当しない
- ウ アスベスト 調査未実施
- エ PCB 高濃度 PCB 含有機器等は使用していない
※微量 PCB 含有機器の存否は不明
- オ 地籍調査 実施済
- カ 登記 土地のみ登記済
- キ 済証 確認済証番号
[平成8年10月 8日 第H08 適建福市 000024号]
検査済証番号
[平成9年 3月10日 第H08 済建福市 000051号]

(11) 位置図



(12) 平面図



2. 整備予定地(土地)に係る主な条件等について

貸付契約は、時期に応じて以下の2つの方法による契約を予定している。なお、以下に記載した条件以外の詳細な事項については、市の定めによることとする。

(1) 整備期間中－整備用地として、市有財産貸付契約

	既存園舎を解体して新築整備	既存園舎を活用し増改築整備
ア 引き渡し	現状有姿での引き渡しとする。	
イ 貸付期間	建設工事着手時から新園舎開園前まで	
ウ 貸付料	移行事業者決定後に市が提示する。額は「福島市普通財産貸付料算定基準」に基づき算定する。 ※年間貸付料の目安（令和6年度参考額）：年間約1,500円/㎡	
エ 貸付面積	敷地全面(3,461㎡)	市と協議のうえ、整備に必要な面積とする。

(2) 令和10年4月以降－借地借家法第23条第1項に基づく事業用定期借地権設定契約

- ア 契約期間は、令和10年4月1日から30年間とする。
- イ 事業用定期借地権設定契約に当たっては、契約更新、建物再築による期間延長、期間満了による建物買取請求について、いずれも行わない特約を定めることとする。ただし、教育・保育需要や地域の状況など諸般の事情を考慮し、施設の継続運営が必要と考えられる場合は、別途市と協議するものとする。
- ウ 契約期間終了の際には、移行事業者は自己の費用により当該土地を更地にして、市の指定する期日までに返還することとする。
- エ 貸付料は、事業用定期借地権設定契約締結までに市が提示することとし、(1)ウと同様に「福島市普通財産貸付料算定基準」に基づき算出した額とする。
- オ 貸付料について、市は3年ごとに改定できることとする。
- カ 上記オに関わらず、貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付額と比較し、著しく不相応となった場合等には、市は貸付料を改定することができることとする。
- キ 土地に対する抵当権等の権利設定はできないものとする。
- ク 契約締結後、土地の面積の不足その他目的物の種類、品質等に契約の内容に適合しないものを発見しても、貸付料の減免、損害賠償の請求又は履行の追完の請求をすることができない。
- ケ 当該土地は、幼保連携型又は保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)用地として使用しなければならない。
- コ 市の承諾なく、当該土地の他事業への転用又は第三者に転貸をしてはならない。
- サ 上記ケ、コなど用地の貸付条件に違反したときは、市は事業者に対して当該土地の返還を求めることができる。事業者は、当該土地の返還を求められた場合、市の指定する期日までに、自己の費用により更地とした上返還すること。なお、認定こども園用地として使用することができないやむを得ない事情が発生した場合は、市と協議すること。

(3) その他

- ア 送迎用の保護者駐車場については、定員の1割以上の台数を目安に敷地内に整備すること。また、通園時の子どもの安全に十分配慮した構造とすること。
- イ 周辺は住宅が隣接する地域であるため、送迎時の混雑・安全対策のほか、騒音等の対策を十分にとること。
- ウ 事業者は、借用した当該土地を善良な管理者の注意をもって使用し、維持管理しなければならない。また、必要費、有益費その他の維持管理に関する費用についても事業者の負担とする。

3. 既存園舎ならびに構築物の譲渡について

(1) 譲渡方法等について

- ア 無償譲渡とし、現状有姿での引き渡しとする。
- イ 譲渡後、児童の受入のため、既存園舎を改築又は増築整備すること。なお、既存園舎を解体し、新築の園舎を整備することも可能とする。
- ウ 譲渡時期は、整備手法等により異なるため、事業者選定後に市と協議する。
- エ 譲渡に際して生ずる費用および維持・修繕、改修・解体等譲渡後の費用一切は、事業者の負担とする。

(2) 仮園舎について

- 整備に伴い渡利幼稚園の仮園舎が必要となる場合は、事業者と市が協議のうえ、民間移行園開園までの必要な期間、渡利幼稚園の運営を継続するための仮園舎を市が用意する。
- なお、仮園舎の期間は最小限となるような整備計画とすること。

(3) 契約不適合責任の免除

- 契約締結後に、契約の内容に適合しないものを発見しても、損害賠償の請求又は履行の追完の請求をすることはできない。

4. 備品の譲渡について

- 原則として移行事業者が新たに用意することを基本とするが、市が提示する備品のうち移行事業者が希望するものについては、教育・保育の継続性の観点から無償譲渡を受けることも可能とする。なお、詳細は移行事業者選定後に、市と協議の上決定する。

引継ぎ教育・保育について

1. 目的

教育・保育の継続性を確保し、民間移行に伴う環境の変化による園児の不安感の軽減及び園児・保護者との信頼関係の構築を目的とする。

2. 期間・内容等について

引継ぎ教育・保育を以下のとおり予定しているため、開始までに体制を整えること。

具体的には、公募申込時に届出を行った民間移行園の園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長を含む。）のうち、少なくともいずれかは引継ぎに参加できるようにすること。

なお、詳細は移行事業者と協議のうえ、引継ぎ教育・保育の実施について決定する。

(1) 移行6ヵ月前(令和9年10月～)

- ・市が指定する行事や保育等に参加し、教育・保育の様子を観察する。

(2) 移行3ヵ月前(令和10年1月～)

- ・週1～2回程度、9時～15時の間に教育・保育補助として教育・保育に参加する。

(3) その他

- ・上記のほか、市が指定する研修会に参加すること。
- ・実施場所は、東浜保育所、渡利保育所及び渡利幼稚園を予定している。

3. 経費について

引継ぎ教育・保育の実施にかかる経費については、市が定める範囲内で一部を負担する予定であるが、予算の状況により市が負担する内容が変更となる場合がある。

三者協議会の設置について

1. 設置の目的

民間移行に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら新しい認定こども園を築き上げていくことを目的として、移行後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・移行事業者・福島市の三者で協議し、共通理解を得ることとする。

また、民間移行後も一定期間三者協議会（以下、「協議会」という。）を開催することにより、様々な事項について確認を行うこととする。

2. 構成

協議会は、以下で構成するものとする。

- (1) 保護者代表 移行対象園在園児の保護者を代表する者
- (2) 移行事業者 法人代表または施設長予定者
- (3) 福島市

3. 協議事項等

移行後の運営に関する諸事項について協議する。なお、この協議会で協議の上合意した事項については、三者は遵守するものとする。

（想定される協議事項）

行事を含む教育・保育内容、食事の提供、市が決定する保育料以外の保護者負担 等

4. 設置期間等

協議会は、移行事業者の決定後から、移行時に在籍する園児がすべて卒園するまでの間、設置する。

運営法人の選定後から開園までは定期的開催し、それ以降は、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があり、残る二者のうち一者以上がその議題を適切であると認めた場合に開催する。

5. 主催

民間移行前は市が主催し、移行後は移行事業者が主催することとする。

移行事業者の選定方法等について

移行事業者の選定は、市が設置する「福島市民間移行事業者選定委員会」の審査に基づき行う。選定方法及び選定基準は次のとおりとし、状況により審査を変更又は追加する場合があるが、審査はいずれも非公開とする。

1. 第一次審査（書類審査）

事業者より提出された書類に対して、4. に記載の選定基準に基づき審査を行う。

応募者が多数の場合は、第一次審査における上位者を選出し、上位者のみ第二次審査についての日程を通知し、同審査を行う場合がある。

2. 第二次審査（ヒアリング審査）

第二次審査として、プレゼンテーションを含めたヒアリング審査を行う。現時点で想定される出席者については次のとおり。なお、日程を含めた詳細は、応募事業者に対して個別に通知する。

- ・法人理事長（本事業者の責任者でも可）
- ・園長予定者
- ・法人の財務やその他、提案内容等について責任をもって説明できる者 等

3. 実地調査

応募事業者が福島市内で現に運営する施設のうち、市が指定する施設に対して、実地調査を行う。調査当日は、園内を案内できる者及び質問に回答できる法人責任者等を待機させ、可能な限り園長予定者も出席すること。

また、調査の際は、教育・保育運営等の確認のため、書類の閲覧を求める場合がある。

（閲覧書類例：全体的な計画と保育指導計画、安全計画等）

このほか、日程を含めた詳細は、応募事業者に対して個別に通知する。

4. 選定基準等について

移行事業者の選定にあたっては、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の採点結果の合計点により順位付けし、最も適格な法人を選定する。

選定基準については、別紙 7-2「選定基準表」を参照すること。

選定基準表

項目	選定のポイント
(1) 応募動機及び施設運営に係る基本的な考え	
1 応募の動機・基本理念・運営方針	(1)動機が認可保育施設としてふさわしいものであり、熱意がある。 (2)認可保育施設としての役割及び責務を十分認識した基本理念を定めている。 ・基本理念に即し、施設を運営する基本的な方針が明確になっている。 (3)本市の幼児教育・保育の基本理念とも整合が取れている。 【基本理念】 ・子どもを一人の人間として尊重する ・自己肯定感を育む ・社会で生活する能力を育む ・一人一人の個性や可能性を伸ばす環境を整える
(2) 経営基盤について	
2 法人の経営状況、適正な資金計画及び収支予算等	(1)法人の財務状況が良好で、経営の健全性が安定的に確保されている。 ・自己資金が十分にあり、調達方法は安全かつ確実である。 ・監事監査は適正に行われ、監査指摘事項に対して適正に対応している。
3 運営予定施設の適正な資金計画及び収支予算	(1)提案の内容が適正に公定価格等に反映されており、法人の財務規模を踏まえて無理のない計画である。
4 運営する保育施設に対する監査・評価の状況 ・監査の状況 ・法人の自己評価、施設関係者評価、第三者評価への対応	(1)監査指摘事項がない、又は指摘に対して適切な対応がなされている。 (2)評価等を積極的に取り入れている。また、実施体制が適正である。 (3)良好な評価を受けている、又は評価に対して適切な対応がなされている。
(3) 保育内容等について	
5 教育・保育計画等	(1)教育・保育の計画並びに指導計画が「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」を十分に踏まえ、具体的な教育・保育が適切に展開できるものとなっている。 (2)福島市保育の質ガイドラインに基づいた計画となっている。 (3)移行対象園の教育・保育内容等を十分理解し、その継続を踏まえた計画となっている。
6 多様なニーズへの対応について	(1)施設利用者や地域の子育て家庭のニーズに応じた子育て支援の取り組みを積極的に行う計画がある。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【余裕活用型を除く】、一時預かり事業、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型を除く）、休日保育事業、医療的ケア児の教育・保育受入、児童発達支援事業所を実施する計画がある場合は加点となる。 ※加点対象とする事業は、通年で実施する計画のものに限る。
7 特別な配慮を要する子どもへの対応 ①障がい児等の保育	(1)公立施設を引き継ぐことを踏まえ、インクルーシブ教育・保育を推進する理念のもと、障がい児等配慮・支援が必要な児童について積極的に受け入れる体制・環境が整備されている（支援計画、職員体制等）。 (2)子どもに障がいや発達上の課題がみられる場合に、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう教育・保育に取り組んでいる。 ・保護者に寄り添った姿勢で、個別支援を適切に行っている。 ・研修への積極的な参加など、職員が研鑽を深められるよう努めている。 ・発達支援センター等関係機関と適切に連携し、発達過程や障がいの状態等の適切な把握に努めるなど、インクルーシブ教育・保育の実施に努めている。
8 特別な配慮を要する子どもへの対応 ②支援を要する家庭の支援	(1)公立施設を引き継ぐことを踏まえ、育児困難や育児不安を抱えるなど支援が必要な家庭の支援を行う体制・環境が整備されている。 ・支援計画・体制等が具体的で、有効かつ実現可能なものである。 ・関係機関と連携できる体制がある。
9 給食提供・アレルギー対応等	(1)食育に関する取組が推進される計画である。 (2)提供方法やアレルギーへの対応、食品衛生管理に対する考え方が、適切で望ましいものである。 (3)福島型給食推進事業を活用する計画である。
10 保育ICTシステム	(1)保護者の利便性の向上や、事務の効率化を考慮し、公立施設と同等又はそれ以上のICTシステムの利活用が検討されている。
(4) 1号認定子どもについて	
11 1号認定子どもの選考方法	(1)園で選考が可能な1号認定子どもの選考について、公立施設を引き継ぐことを踏まえ、公正な選考を行うために配慮されている。 ・本市との連携を図り、特別な配慮・支援が必要な園児の受入れについて配慮されている。
(5) 保護者への対応、関係機関との連携及び地域との関わり	
12 保護者との連携や支援についての取り組み	(1)保護者に対する支援についての具体的な取り組みや考え方が明確であり、適正な内容となっている。 (2)苦情解決処理の仕組みが整備され、適切に運用されている。
13 保育料以外の費用負担	(1)実費徴収や延長保育料等の保護者負担が、公立施設の状態を踏まえた上で、妥当なものである。
14 地域との交流・連携についての取り組み及び関係機関との連携	(1)公立施設のこれまでの関わりを踏まえ、地域との信頼構築に取り組む姿勢が十分にみられ、交流・連携に対して積極的に取り組む姿勢がある。 (2)幼保小中連携事業が推進されている。 (3)関係機関との連携に関する方針等が適正な内容となっている。

項目		選定のポイント
15	子育て支援事業	(1)地域における子育て支援に取り組む意欲がある。 (2)専門性などを踏まえた子育て支援事業である。また、実施内容はニーズを踏まえた内容である。
(6) 安全対策等について		
16	安全対策等	(1)事故防止、防災、不審者対策、健康・衛生管理、感染症対応、虐待予防・防止、個人情報の取扱いの考え方や具体的な取り組みが明確になっており、適正な内容となっている。また、対策に積極的に取り組む姿勢がみられる。 ・事故防止、防災、不審者対策、虐待予防についてマニュアルが整備されており、取り組み内容の記載が十分なものである。 ・整備予定地が浸水想定区域にあることを踏まえ、ハード・ソフト面において適切な対応が取られた計画となっている。
(7) 職員体制について		
17	職員の配置体制等について	(1)募集要領等に示した諸条件を努力事項を含めて満たすなど、教育・保育の質の確保の点から見て適正な配置体制の計画となっている。 ・最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっている。 ・バランスの取れた職員配置計画となっている。(職員の年齢・経験構成、雇用形態など) (2)新規開園に伴う職員の確保計画が明確であり、また、法人のこれまでの実績等も踏まえながら、無理のないものとなっている。 ・収支予算書で、事業活動収支のうち人件費の割合が十分である。 ・正職員及び非正規職員の給与水準 ・職員の過去の離職率および採用状況 (3)園長就任予定者は、十分な経験があり、公立施設を引き継ぐ施設の長として相応しい能力・識見を有する者である。
18	職員の育成方針、研修計画等	(1)職員の育成方針が明確で適正な内容になっている。 (2)職員の資質向上が十分に考慮された研修計画となっている。 (3)職員がそのキャリアに合わせ、施設内・外の研修等に十分参加できる環境がつけられている。
19	働きやすい職場に関する取組	(1)休憩時間及び休暇がきちんと確保され、かつ取りやすい環境づくりに努めている。 (2)職員の負担を軽減する工夫・取組が図られている。 (3)処遇改善等が適切に図られている。 (4)職員の声を吸い上げ、解決できる仕組みがある。
(8) 施設整備計画について		
20	整備計画の実現性	(1)整備計画の内容、スケジュール等が十分に検討・準備されたものとなっており、令和10年4月に開園できる実現性が高い。 ・整備期間中、近隣住民や現幼稚園等への配慮が十分になされた計画となっている。 ・整備計画が諸法令等に適合しており、関係機関に確認を行うなど、十分に検討されたものとなっている。 (2)移行に際し、渡利幼稚園の在園児に負担のかからないよう配慮された計画となっている。 ・整備期間中に仮園舎が必要となる場合は、仮園舎へ移る期間が最小限となっている。
21	資金計画	(1)事業費・資金計画が適正である。
22	施設条件 教育・保育の質向上のための環境づくり	(1)諸室・設備等が条例等の基準に適合している。 (2)募集要領等の諸条件に示した内容が考慮されている。 (3)各保育室や遊戯室等の面積が、市の認可(認定)基準より大きく設定されているなど、教育・保育の質向上のため配慮されている。 (4)教育・保育の質向上のため、施設環境に工夫・配慮がなされている。
23	地域環境との共存	(1)地域との共存が考慮された計画となっている。 例) 送迎用駐車場の整備、園舎の配置計画 等
(9) 移行に関すること		
24	職員配置	(1)移行対象園に勤務していた会計年度任用職員の意向が尊重される計画となっている。
25	引継ぎ保育、三者協議会等に関すること	(1)引継ぎ教育・保育に十分に取り組む計画となっている。 ・市の教育・保育の内容を理解し、行事等を含めてその継続について配慮されている。 (2)在園中に運営主体・職員が変わることとなる児童、保護者等に対して十分に配慮した計画である。 ・三者協議会等において、必要な説明や協議を十分に行っていく提案となっている。

○実地調査		
	現運営施設の実地調査	・応募時点で運営している市内の施設を訪問し、運営状況等を総合的に調査する。
○二次審査		
	法人のプレゼンテーション・面接	・法人及び園長予定者の運営に関する姿勢・適格性、教育・保育運営の質の確保、施設職員の確保と働く環境づくり、施設整備、公立施設の引継ぎに関する姿勢など、総合的かつ重点的に、プレゼンテーション及び質疑応答で確認する。